

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第十二号

### 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「登坂車線（117の2-A）の項、登坂車線（117の2-B）の項」を「登坂車線（117の3-A）の項、登坂車線（117の3-B）の項」に、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-A）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-C・D）の項」を「総重量限度緩和指定道路（118の4-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の4-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の5-A）の項、高さ限度緩和指定道路（118の5-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の5-C・D）の項」に改め、同条第十項第一号中「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-A）の項及び高さ限度緩和指定道路（118の4-B）の項」を「総重量限度緩和指定道路（118の4-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の4-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の5-A）の項及び高さ限度緩和指定道路（118の5-B）の項」に、「登坂車線（117の2-A）の項」を「登坂車線（117の3-A）の項」に改める。

第二十六条第六項中「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-A）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-B）の項」を「総重量限度緩和指定道路（118の4-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の4-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の5-A）の項、高さ限度緩和指定道路（118の5-B）の項」に改め、同条第七項中「登坂車線（117の2-A）の項」を「登坂車線（117の3-A）の項」に改める。

別図第三十中「案内標識 登坂車線（117の2-A）」を「案内標識 登坂車線（117の3-A）」に改め、別図第三十一中「案内標識 登坂車線（117の2-B）」を「案内標識 登坂車線（117の3-B）」に改め、別図第三十五中「案内標識 総重量限度緩和指定道路（118の3-A）」を「案内標識 総重量限度緩和指定道路（118の4-A）」に改め、別図第三十六中「案内標識 総重量限度緩和指定道路（118の3-B）」を「案内標識 総重量限度緩和指定道路（118の4-A）」に改め、別図第二十七中「案内標識 高さ限度緩和指定道路（118の4-A）」を「案内標識 高さ限度緩和指定道路（118の5-A）」に改め、別図第三十八中「案内標識 高さ限度緩和指定道路（118の4-B）」を「案内標識 高さ限度緩和指定道路（118の4-C）」に改め、別図第三十九中「案内標識 高さ限度緩和指定道路（118の4-C）」を

「案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の5-C)」に改め、別図四十中「案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の4-D)」を「案内標識 高さ限度緩和指定道路(118の5-D)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。